

議案第 18 号
議決第 号

始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の
一部を改正する条例の件

始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（平成31年）2月18日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部
を改正する条例

（始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額（加えて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をいう。

第10条第1項中「を納入」を「に消費税等相当額を加えて得た額を納入」に改める。

別表使用料（月額）の欄中「1,620円」を「1,500円」に、「540円」を「500円」に、「64,800円」を「60,000円」に、「16,200円」を「15,000円」に、「7,560円」を「7,000円」に、「1,080円」を「1,000円」に改める。

（始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例（平成22年始良市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (5) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定

に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額（加えて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をいう。

第15条第2項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた」を「に消費税等相当額を加えて得た」に改める。

別表第2(1) 加治木町新生町処理施設の表金額（円）の欄中「1,134.00」を「1,050.00」に、「52.92」を「49.00」に、「63.72」を「59.00」に、「73.44」を「68.00」に、「84.24」を「78.00」に、「95.04」を「88.00」に、「105.84」を「98.00」に改める。

別表第2(2) 始良ニュータウン処理施設の表金額（円）の欄中「1,080.00」を「1,000.00」に、「54.00」を「50.00」に、「64.80」を「60.00」に、「75.60」を「70.00」に、「84.24」を「78.00」に、「95.04」を「88.00」に、「105.84」を「98.00」に改める。

別表第2(3) みさと台処理施設の表金額（円）の欄中「1,836.00」を「1,700.00」に、「58.32」を「54.00」に改める。

別表第2(4) 朝日ヶ丘処理施設の表金額（円）の欄中「3,780.00」を「3,500.00」に、「54.54」を「50.50」に改める。

（始良市給水条例の一部改正）

第3条 始良市給水条例（平成22年始良市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額（加えて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をいう。

第27条第1項中「100分の108を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「消費税等相当額を加えて得た額」に改める。

第33条第1項中「100分の108を乗じて」を「消費税等相当額を加えて」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改

正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の処理施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の処理施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前から継続して別表第1に規定する処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行日の直前の使用料の算定を行った日から施行日以後初めて使用料の算定を行う日までの期間の使用に係るものの額の算定については、第2条の規定による改正後の始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表第2に規定する使用料にかかわらず、なお従前の例による。新条例第13条第4項の規定により、処理施設を一時的に使用することに係る使用料のうち、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した者についても、同様とする。

(始良市給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前から継続して第4条各号に規定する給水装置を使用している者に係る料金であって、施行日の直前の料金の算定を行った日から施行日以後初めて料金の算定を行う日までの期間の使用に係るものの額の算定については、第3条の規定による改正後の始良市給水条例第27条に規定する料金及び第33条に規定する給水負担金にかかわらず、なお従前の例による。